



発行 東京都

目次

64

規則

○東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…（交通局）…

規程（交）

○東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程…

○東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程…

規則

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年四月二十四日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第七号

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例（令和八年東京都条例第六十一号）の施行期日は、令和八年五月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程（交）

交通局規程第二十三号

東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年四月二十四日

東京都交通局長 渡 邊 知 秀

東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都貸切自動車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第二十一条とし、第七条から第十五条までを五条ずつ繰り下げる。

第六条の二第二号中「第五条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条を第十一条とする。

第六条を第十条とし、同条を次のように改める。

（端数処理）

第十条 第三条、第五条及び条例第四条の三の規定により計算した旅客運賃及び料金の合計額（第八条の規定を適用する場合を除く。）に千円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てるものとする。

2 第五条、第九条及び条例第四条の三の規定により計算した旅客運賃及び料金の合計額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第五条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅客運賃の割引の計算方法）

第九条 旅客運賃の割引は、第三条の規定により計算した旅客運賃の額から、当該旅客運賃の額に前条第一項各号に定める割引率を乗じて得た額を差し引く方法により計算する。ただし、この計算により得た額が、別表第一及び別表第二に掲げる運賃の下限額を用いて第三条の規定により計算した旅客運賃の額を下回る場合には、当該下限額を用いて計算した額を割引後の旅客運賃の額とする。

第四条を第七条とする。

第三条の表を次のとおり改める。

種 別	交替運転者配置料金の額	
	上限額	下限額

時間制料金(一時間当たり)	三千八十円	二千六百七十円
キロ制料金(一キロメートル当たり)	四十円	四十円

第三条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(料金の計算方法)

第五条 料金の計算方法は、次の各号に定めるところによる。

一 交替運転者配置料金は、前条に規定する管理者が定める時間制料金(以下「一時間当たり料金」という。)に運送時間を乗じて得た額と、同条に規定する管理者が定めるキロ制料金(以下「一キロメートル当たり料金」という。)に走行距離を乗じて得た額とを合算した額とする。ただし、二日以上にわたる利用であつて乗務員を宿泊させる必要がある場合における料金は、一時間当たり料金に、宿泊地における乗務員の待機時間を運送時間から差し引き、宿泊場所到着後及び出発前の点呼点検時間を加算した時間を乗じて得た額と、一キロメートル当たり料金に走行距離を乗じて得た額とを合算した額とする。

二 深夜早朝運行料金は、午後十時から翌日の午前五時までの間に点呼点検時間及び走行時間が含まれた場合、含まれた時間に係る時間制旅客運賃と交替運転者配置料金のうち時間制料金に係る額とを合算した額に〇・二を乗じた額とする。

三 特殊車両割増料金は、第三条の規定により計算した旅客運賃の額に設備、購入価格等を勘案した割増率を乗じた額とする。

(運送に関連する実費)

第六条 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とする。

2 ガイド料は一日当たり三万円の範囲内で管理者が定める額とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(旅客運賃の計算方法)

第三条 旅客運賃の計算方法は、次の各号に定めるところによる。

一 時間制旅客運賃は、第二条第一項に規定する管理者が定める額に運送時間を乗じ

て計算する。この場合において、走行時間が三時間に満たない場合には、当該走行時間を三時間として計算する。

二 キロ制旅客運賃は、第二条第二項に規定する管理者が定める額に走行距離を乗じて計算する。

別表第一大型車の項中「七千六百八十円」を「一万二千七百七十二円」に、「六千五百八十円」を「七千九百九十円」に改め、同表中型車の項中「六千四百八十円」を「八千六百七十二円」に、「五千五百六十円」を「六千七百七十円」に改め、同表小型車の項中「五千五百六十円」を「七千六百円」に、「四千七百七十円」を「五千三百二十円」に改め、同項の次に次のように加える。

コミュニケーション車	六千七百七十二円	四千七百四十円
------------	----------	---------

別表第一備考一中「及び小型車」を「、小型車及びコミュニケーション車」に、「七メートル」を「六メートル以上八メートル」に、「二十九」を「三十三以下の車両を、「コミュニケーション車」とは車両の長さ六メートル未満で、かつ、旅客座席数十四」に改める。

別表第二大型車の項中「百七十円」を「二百四十三円」に、「百六十円」を「百七十円」に改め、同表中型車の項中「百五十円」を「二百十五円」に、「百四十円」を「百五十円」に改め、同表小型車の項中

百二十円	百二十円	を
百八十六円	百三十円	に改め、同項の次に次の

ように加える。

コミュニケーション車	百七十二円	百二十円
------------	-------	------

別表第二備考一中「及び小型車」を「、小型車及びコミュニケーション車」に、「七メートル」を「六メートル以上八メートル」に、「二十九」を「三十三以下の車両を、「コミュニケーション車」とは車両の長さ六メートル未満で、かつ、旅客座席数十四」に改める。

附則

1 この規程は、令和八年五月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の東京都貸切自動車条例施行規程の規定により引受けをしている貸切旅客運送については、なお従前の例による。

●交通局規程第二十四号

東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年四月二十四日

東京都交通局長 渡 邊 知 秀

東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都特定自動車条例施行規程（昭和四十八年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（旅客運賃の割引）

第五条 次の各号に掲げる団体に対しては、第二条の旅客運賃に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を割引する。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の幼児、児童又は生徒の団体で、当該学校又は幼稚園の責任者が引率するもの 割引率 二割
 - 二 学校教育法第一条に規定する学校のうち、特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒の団体、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の適用を受ける者の団体又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳を所持する者の団体で、責任者が引率するもの 割引率 三割
- 二以上の割引条件に該当するときは、いずれか高い率を適用し、重複して旅客運賃の割引を行わない。
- 3 第一項による割引は、別表第一及び別表第二に定める下限額を下回る割引を行わない。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。
（旅客運賃の割引の計算方法）

第六条 旅客運賃の割引は、第二条の規定により計算した旅客運賃の額から、当該旅客運賃の額に前条第一項各号に定める割引率を乗じて得た額を差し引く方法により計算する。ただし、この計算により得た額が、別表第一及び別表第二に掲げる運賃の下限額を用いて第二条の規定により計算した旅客運賃の額を下回る場合には、当該下限額を用いて計算した額を割引後の旅客運賃の額とする。

（端数処理）

第七条 第二条及び東京都貸切自動車条例（昭和三十九年東京都条例第百八号。以下「貸切自動車条例」という。）第四条の三の規定により計算した旅客運賃及び料金の合計額（前条の規定を適用する場合を除く。）に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 第六条及び貸切自動車条例第四条の三の規定により計算した旅客運賃及び料金の合計額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

別表第一大型車の項中「七千六百八十円」を「一万二千七百七十二円」に、「五千三百十円」を「七千九百九十円」に改め、同表中型車の項中「六千四百八十円」を「八千六百七十二円」に、「四千四百九十円」を「六千七百七十円」に改め、同表小型車の項中「五千五百六十円」を「七千六百円」に、「三千八百五十円」を「五千三百二十円」に改め、同項の次に次のように加える。

コミューター車	六千七百七十二円	四千七百四十円
---------	----------	---------

別表第一備考一中「及び小型車」を「、小型車及びコミューター車」に、「七メートル」を「六メートル以上八メートル」に、「二十九」を「三十三以下の車両を、「コミューター車」とは車両の長さ六メートル未満で、かつ、旅客座席数十四」に改める。

別表第二大型車の項中「百七十円」を「二百四十三円」に、「百二十円」を「百七十円」に改め、同表中型車の項中「百五十円」を「二百十五円」に、「百円」を「百五十円」に改め、同表小型車の項中「百二十円」を「百八十六円」に、「八十円」を「百三十円」に改め、同項の次に次のように加える。

コミューター車	百七十二円	百二十円
---------	-------	------

別表第二備考一中「及び小型車」を「、小型車及びコミューター車」に、「七メートル

ル」を「六メートル以上八メートル」に、「二十九」を「三十三以下の車両を、「コミ
ユーター車」とは車両の長さ六メートル未満で、かつ、旅客座席数十四」に改める。

附 則

この規程は、令和八年五月一日から施行する。

発 行

東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

